

摂 津 市 議 会

# 総務建設常任委員会記録

令和2年12月2日

摂 津 市 議 会

# 目 次

## 総務建設常任委員会

12月2日

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局<br>職員、審査案件----- | 1  |
| 開会の宣告-----                                        | 3  |
| 市長挨拶                                              |    |
| 委員会記録署名委員の指名-----                                 | 3  |
| 議案第82号所管分の審査-----                                 | 3  |
| 質疑（塚本崇委員、松本暁彦委員、安藤薫委員）                            |    |
| 議案第91号所管分の審査-----                                 | 8  |
| 質疑（塚本崇委員）                                         |    |
| 議案第88号の審査-----                                    | 9  |
| 質疑（塚本崇委員、松本暁彦委員、安藤薫委員、藤浦雅彦委員、三好義治委員、<br>南野直司委員）   |    |
| 議案第93号の審査-----                                    | 24 |
| 質疑（松本暁彦委員）                                        |    |
| 議案第95号の審査-----                                    | 25 |
| 質疑（塚本崇委員）                                         |    |
| 議案第98号の審査-----                                    | 25 |
| 質疑（塚本崇委員、松本暁彦委員、安藤薫委員、藤浦雅彦委員）                     |    |
| 議案第99号の審査-----                                    | 33 |
| 質疑（安藤薫委員）                                         |    |
| 採決-----                                           | 34 |
| 閉会の宣告-----                                        | 34 |

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和2年12月2日（水）午前10時 開会  
午後 1時49分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

|     |      |      |      |    |      |
|-----|------|------|------|----|------|
| 委員長 | 野口 博 | 副委員長 | 南野直司 | 委員 | 藤浦雅彦 |
| 委員  | 塚本 崇 | 委員   | 弘 豊  | 委員 | 三好義治 |
| 委員  | 松本暁彦 |      |      |    |      |

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫  
市長公室長兼同室次長 大橋徹之 人事課長 浅尾耕一郎  
総務部長 山口 猛 財政課長 森川 護  
建設部長 高尾和宏 同部参事兼道路交通課長 永田 享  
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭  
消防本部参事兼消防総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二  
警備課長 木下正雄 同課参事 日野啓二

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件（審査順）

議案第82号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分  
議案第91号 摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第1条（摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正）に関する部分）  
議案第88号 摂津市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第93号 摂津市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第95号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 98 号 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会  
の設置に関する協議の件

議案第 99 号 吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の廃止に関する協議の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会させていただきます。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走で何かとお忙しいところ、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。一旦退席させていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第82号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。

議案第82号に関しまして、総務費一般管理費、おおよそ人件費の補正が主になるかと思いますが、その概要についてまずお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問につきまして答弁させていただきます。

今回の人件費の補正に関しましては幾つか要素がございます。

1点は人事院勧告に伴います期末手当の減額の要素、それから職員数の増減で申し上げますと年度途中の採用、それから年度末に発生しました採用辞退、それから自己都合退職、これらによります職員の数の増減、その他、育休等に伴いまして給料が発生しなかったり、転居、扶養家族に変更があつて手当が変更になる、このような要素もあります。

それでこのほかに人事異動に伴います予算科目間の更生、これらも含めて今回一括で補正をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

おおよそということで理解させていただきました。これは通例あることということで認識しておきます。

私からは以上です。

○野口博委員長 次に、松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、私からは1点確認させていただきます。

歳出のところで款2総務費、項1総務管理費の一般管理費で、事務執行適正化第三者委員会委員報酬、こちらは114万4,000円の追加となっておりますけれども、この件について、なぜ計上されたのか、状況をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁させていただきます。

ご質問のとおり、事務執行適正化第三者委員会委員報酬の、今回は増額の補正をお願いしております。

6月の第2回定例会で補正をさせていただきました折に、まだ開催の回数とか、1回当たりの会議の時間数というのが未定の状態で補正をさせていただきました。

当時は3時間の会議を10回程度ということで見込んだ補正をさせていただいたのですが、現在までのところ3回ほど会議を持っていたいております、いずれも7時間程度の調査、審議をいただいているところでございます。

それで年度末までの提言に至るまで、開催回数としておおむね7回の会議の開催、それから1回当たりの会議につきましては7時間を見込んだ形となっているほか、最終の提言書に関します文書起案事務に係る経費の部分といいますか、報酬の部分というのも一人当たり7時間分を見込んだ形で、今回決算の見込みを出しまして、差額分の補正をお願いするという事になってございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 予定よりも委員の方々がしっかりと審議等をしていただいているというところで、追加というところは理解いたしました。

それでこの点については市長公室長に確認なんですけれども、スケジュールについて改めて確認させていただければ。中間報告等をされるということもお聞きしております。この委員会のスケジュールはどのようなものか、ちょっと確認の上でお聞かせいただければと思います。

○野口博委員長 大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 そうしましたらご答弁させていただきます。

次回、12月は来週を予定しております、1月も既に日にちを確定させていただいております。

これまで関係事案の関係職員のヒアリング等を第三者委員会独自でしていただいております、12月の開催の際にはそのあたりをトータルで一度議論していただく予定になっております、その際に中間的な報告になるのか、それとも最終的な答申の素案的なものになるのかということも含めて少し議論していただいて、できれば年明けにその内容的なものをまず1度お示しさせていただくことができるようにしていきたいと思っております。

それであと2月、3月も恐らく開催することになると思うんですけれども、その最終的な報告が年度内に可能なのか、それとも年度を少しまたいでしまうのかというのは、ちょっと今後の審議内容によって若干変わってくるのかなと、今のところは考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 スケジュールについてはよく分かりました。

年明け、そしてまた2月、3月で最終的には年度内、もしくは少し延びるかもしれないというところですけど、これは要望とさせていただくのですが、できればぜひ年度内にしていただくと、令和3年度の新体制の中で、速やかにスムーズにそういった周知対策というのを具体的に実行できるのかなと考えております。しっかりとやっていただければと思っております。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。  
安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。  
それでは3件お伺いしておきたいと思っています。

一つは人件費であります、最初にご答弁されておられましたけれども、人事院勧告による減額と、それから当初からの増減で全体としては減額になったということでもあります。

一方で職員数を見てみますと、補正予算の47ページ、職員数の異動状況を見ますと、補正後の人数が増減予定を合わせまして591人と、補正前の587人と比べますと僅かでありましてけれども増加しているということでもあります。

この職員数の増加と減額についての関係ですが、どのようなものになっているのか、基本的なことではありますがちょっとお伺いしておきたいと思っています。

それから二つ目ですが、今、松本委員からもご質問がありました。事務執行適正化第三者委員会委員報酬の増額について、今のご答弁で一定理解いたしました、当初は1回3時間を10回想定していたと。実際に蓋を開けてみると1回に7時間と、かなり時間数もふえているかと思いますが、その辺の当初の見込みと、実際のその時間がふえるということ、それはどういった経緯でこういうような形になっているのか。

当初の見込みは内部のほうではこのぐらいだろうと思っていたものが、第三者委員会の中で議論する中で、それだけでは足りないというようなことになっている。その辺をちょっと、中身までは中間報告を待ちますので、その状況についてはちょっとお聞かせいただきたいと思います。

3点目はちょっと確認しておきたい点

として、財政調整基金の問題についてであります。

財政調整基金についても、さきの決算審査に係る委員会でもいろいろと議論されてきているところだと思いますが、令和2年度につきましては十数億の財政調整基金を当初予算に繰入れしないと、なかなか予算組ができないというような、今の摂津市の財政の課題等を前回に副市長からもお聞かせいただいているわけですが、今回は新型コロナウイルス感染症対策として、数次にわたって財政調整基金を取り崩され、その後に国からの交付金等が入ってきて、元に繰り戻す。そして今回、補正予算第7号及び第8号でさらに繰り入れを行っているということでもありますので、ちょっとその辺の流れと、それから今後の見通しです。今年度中の財政調整基金の流れの見通し、今年度末にどのぐらいを見込んでいるのか、来年度以降への予算の予算組においてはどのぐらいの財調が見込まれているのか。分かる範囲で確認の意味でお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら1点目、2点目のご質問に答弁させていただきます。

まず人件費の職員数の増減の基本的なご質問でございました。

職員数の異動につきましては、当初予算におきまして、2月時点の職員数、それからその後の採用、退職の見込み、これをもって587名で、一般会計につきましては当初予算で計上させていただいております。

それで今回は少し職員数がふえているというところにつきましては、主な要因と

しましては、年度途中の採用があったことということで捉えていただければ結構かなと思います。

それでそのほかにも部署間の増員です。当初に予定していなかった部門での増、それから減という要素も中にはあるんですけれども、トータルの数としてはそういう理解でお願いしたいと思います。

それから第三者委員会の時間増の要因というご質問でございました。

当初は3時間10回でということ組んでおりまして、この時間であったり、その開催の回数というのは、選任させていただきました委員の方々に決めていただくというような要素もございまして、それで回数よりも時間を優先した、今のところの会議の開催状況ということになってございます。

それで1回当たりの開催の時間数がふえている要素としましては、詳細な資料の精査でありますとか、それから関係者へのヒアリング等、このあたりをきっちりと調査、審議いただいていると考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 財政調整基金の残高についてでございますけれども、まず令和元年度決算後につきましては、財政調整基金は約51億円となっております。

先ほど委員からお話がありましたように、令和2年度の当初予算で16億円ほどの取り崩しを計上しておりますけれども、その後の補正予算で動きがありましたので、補正予算第1号から今回の補正予算第8号までを含めると、約14億円を取り崩すということになりますことから、現時点におきましての残高は約37億円となっております。

もちろん今年度の決算で、また数億円の不用額が出ると見込んでおりますけれども、現時点では約37億円ということであります。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 人件費については一定理解できました。

それで増員は採用があったことと、部署間に異動等があったと。そこに人事院勧告の増減であったり、もしくはその採用された方の給与水準が比較的低めだということもあって、全体的には減額となったのだということだと思います。

それでちょっと関連してお聞きしておきたいのは、決算でもお聞きしましたがけれども、人を各部署で増減する上での判断として、やはりその業務量の問題とかが出てくるかと思うんです。

それで増員となっているような部署、もしくは減員となるような部署、その辺の判断というのはどのように、この当初から期間中にされるのか。ちょっとその辺を教えてください。令和2年度において、この時間外勤務手当であるとかについては、これは決算を待たないと出てこないと思いますけれども、現段階での職員の労働時間の状況について、今後の見通しについてです。令和2年度、その辺のことまでを見込まれた予算なのか、お聞きしておきたいと思います。

それから第三者委員会については、より丁寧といいますか、慎重に議論されているということだということで、一応理解しておきます。

それでやはり個々のプライバシー、個人に関わってくるような様々な問題でもありますので、そういった点では非公開で行われている委員会ということでもあります。



ので、一定まとまった時点できちんと報告  
いただきたいというのと、やはり回数が延  
びたりとか変化があったりというような  
ことであれば、適宜ご報告いただきたいと  
思いますので、その点はお願いしておきた  
いと思います。

それから財政調整基金については分か  
りました。現状は14億円ほどの取り崩し  
になっていると。

例年ですと不用額等を精査されていく  
中で、例えば令和元年度であると決算で約  
7億2,000万円ほどの繰り戻しをされ  
ておられますけれども、今回、その辺はま  
だまだ見通しは分からないかもしれませ  
んが、一定の見込みが分かればちょっと教  
えていただきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1点目のご質  
問に答弁させていただきます。

部署間の増減のお問いでございました。  
昨年度と今年度の違いでいいますと、主な  
部分でいいますと、機構改革によりまして  
鳥飼地域のまちづくり構想のプロジェクト  
チームによって3名の増員がございました。  
このほか連続立体交差推進課において  
4名の増員等を行っているところでござ  
います。

それで判断がどのようにということで  
ございますけれども、業務量の増減とい  
いますか、こういったところが所管の部なり  
課なりと、継続的に年度を通じて人事課と  
協議を行っているものでございまして、そ  
れでこのあたりも含めて採用計画に盛り  
込んだ形で、最終的に配置を行っている  
とご理解いただければと思います。それから  
時間外勤務の関係でございますけれども、  
現在までの状況というところでございま

して、昨年と同水準とは考えてございます。

それで今回、補正等で時間外は上げてお  
らないですけれども、この部分につきまし  
ては、ご質問の中にもございましたように  
変動要因でありまして、年度末まで推移を  
見ながら適正に執行してまいりたいと考  
えてございます。

以上でございます。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 今年度の不用額の見込  
みについてでありますけれども、今年につ  
きましては、やはり例年と大きく違ってく  
ると考えております。

コロナ禍でイベントなどを中止してい  
る部分もちろんございますけれども、一  
方で当初予算の中から新型コロナウイルス  
感染症対策経費に使用している部分も  
ございますので、なかなか現時点で決算の  
不用額を見込むのは、非常に難しい状況だ  
と考えております。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 人件費につきましては、ま  
ちづくりに関わる部分、鳥飼グランドデザ  
インや阪急京都線連続立体交差事業の関  
係で増員されたということであります。

全体的に職員の定数管理という中で、新  
しい業務が行われることでその部署が増  
員されれば、ほかの部分でやはりマイナス  
になっていく部署もあるのだろうと思う  
わけです。

全体数がなかなかふえない中で、今回の  
ように重点部署については人をふやして  
いく。一方で、少なくなっていってるよう  
な部署については、業務量とそれから時間  
外の状況であったり体調面、その辺はぜひ  
気をつけていただきたいなというのはお  
願いしておきたいと思いますが、そうい  
った全体的な流れの中で、第三者委員会等

でもいろいろと議論はされているかと思いますがけれども、削減には限界があるのではないかというような意見も多数出てきております。そういう意味では、来年度の採用であったり、今後の職員定数管理についても、こういった中身からきちんと反映していくような検討をお願いしておきたいと思います。

それから第三者委員会については、今後の議論にまた期待して結果を待ちたいと思います。

財政調整基金で、不用額については課長がおっしゃられたように、イベントの中止であるとか、一定不用額が出てくる一方で、新型コロナウイルス感染症対策を行ってきていただいていると。私たちはもっと新型コロナウイルス感染症対策に財政調整基金を活用するべきだというように主張しておりますので、ぜひそれは今後の状況も見ながら進めていただきたいと思います。

同時に、その財政上の規律をどう守っていくのかという難しいバランスの中だと思います。相反することを言っているようでもありますけれども、まずはやはり市民の暮らしを新型コロナウイルス感染症から守るという点で、財調の積極的な活用等をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 続いて藤浦委員はどうですか。ほかはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続いて、議案第91号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 まず今回の議案第91号につきまして、この条例改正に至った経緯を少しご説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 今回の条例改正の経緯でございますけれども、市中金利の実勢を踏まえまして、令和2年度税制改正におきまして、利子税、還付加算金等の引き下げが行われております。

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によりまして、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われておりますことから、今回この諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例に関しましても、その地方税における延滞金の割合に併せて見直しを行うものであります。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 概要の説明をありがとうございます。

コロナ禍でございまして、諸収入等、市税等々も減収が相当不明な状況に陥ることが見込まれると思います。その中で、やはりどうしても延滞金が重くのしかかってくる部分もあろうかなと思っています。

最近では給与ファクタリングという新たな手法で、法の抜け穴をついたような特殊詐欺まがいのヤミ金が横行しているということもございますので、こういったことによって市民が困ることのないように、条例改正に当たってはしっかりとその特殊詐欺、ヤミ金等の暗躍がないように、周

知をお願いして要望いたします。お願いします。

○野口博委員長 続いてほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○野口博委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第88号の審査を行います。

質疑に入る前に、委員の皆さんにお伺いさせていただきます。

本件については副市長の案件になることから、市長の出席を要請したいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 それでは、市長の出席を要請させていただきます。

暫時休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 今回の議案第88号につきまして、副市長の定数を定める条例の一部を改正するというところでございますが、現在の奥村副市長におかれましては財務畑の出身ということで、多忙を極め多岐にわたる事務の中で、財務に関しては非常にお詳しいと、答弁を聞いていてもそのように感じるころがございます。

今後の副市長の定数を変更するに当たって、新たな人材はどのような人材をイメ

ージしておられるのかということをお伺いできればと思います。

○野口博委員長 市長公室長。

○大橋市長公室長 そうしましたらご答弁させていただきます。

まだこの組織、機関からどういう方ということは、今は具体的に言える段階ではないのだけれども副市長ですので、特に現在の副市長が財政に詳しいということで財政以外とか、そういうことの部分について特に考えているということではございません。

その役割につきましては、役割の分担規程の中で、今後はどういう方が来ていただけるかとか、決まった段階で役割については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 今のご答弁で内容は分かりました。

では定数の件は、私としてはこれで収めておいて、またその具体的な人事が決まった段階で、また議論させていただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは1点、そもそもこの副市長の定数を変更するということで、一人から二人に改めるというところの、その目的をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 大橋公室長。

○大橋市長公室長 そうしましたらご答弁させていただきます。

先日の本会議でも答弁させていただき、重複することになるかもしれませんが、一つにはやはりグランドデザインの策定を

はじめとする大きなプロジェクト、これはＪＲ千里丘駅の西口再開発の問題もそうですし、あるいは阪急京都線の連続立体交差の問題。特に鳥飼まちづくりグランドデザインに関しましては、淀川河川防災ステーションのこともございますけれども、中長期の観点の部分もございますし、災害時の避難という観点で、広域にわたる部分、大阪府との関係で万博等も想定しますとそういうこともございますし、そういったところで大きなプロジェクトへの関与の部分、そして第三者委員会の観点ですけれども、これは一般職員がミスをしたということも、もちろん課題としてはあるんですけれども、それ以上にやはりその後の対応の部分で、管理職の対応の部分で少し適正を欠く部分があったという、その部分を非常に重く受け止めておりますので、そういったところをやはり改めていくということになりますと、やはり部長、次長、課長の管理職をしっかり管理、監督、指導していくということになってきますと、副市長という立場ということになってくるのかなと考えておりまして、そういったことから一定の期間、副市長を二人にさせていただきたいということで考えているところでございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 今のご答弁、前回の本会議のときにも一部お聞きしております。まさに今は鳥飼まちづくりグランドデザイン、あるいはそのＪＲ千里丘駅西口の再開発等、本市においてはこれからまさにビックプロジェクトがあると。それに付け加えて不適正事案等の対応、管理職の強化というところの観点があるというところの答弁というところで理解いたしました。

我々、自民党・市民の会としても、やは

り人材、また様々な、国や府とパイプをつないで、そしてその開発をしっかりと進めていく、そういったリーダーシップを発揮できる人材が必要と考えております。

そういった意味では、まさに、そして市役所に新たな知を入れると、新たな環境をつくるという点では、やはり一定、その期待ができる人材をしっかりとそこに置くというところは、まさに期待するところでございます。

その点、やはり大きな開発等については費用等も当然かかるとは思いますけれども、必要なものかなというところは認識しております。

その点、市長がおられておりますので、市長のお考えもぜひお聞きできればと思います。

○野口博委員長 森山市長。

○森山市長 松本委員の質問にお答えいたします。

先ほど来、また本会議でも話が出ていると思いますけれども、南千里丘、また千里丘新町等々、ある程度順調にまちづくりが推移してきたわけでございますけれども、また引き続いてＪＲ千里丘駅西口の再開発、大阪府の事業でありますけれども阪急京都線連続立体交差事業、それからさっきも話が出ておりましたけれども、鳥飼地域のグランドデザイン、これは中長期にわたる大きなまちづくりになってくると思いますけれども、また目の前には公民館等々のバリアフリーの問題、学校給食の在り方等々、課題は次から次へとあるわけでございますが、予期せぬと言ったら怒られますけれども、順調に推移していき、そしてこれからもこのようにまちをつくっていき、議会の皆さんともいろいろと協議しながら進めてまいりましたけれども、今回

の新型コロナウイルス感染症の問題、税収減という想定をしなかったと言ったら怒られますけれども、少しこの傾向といいですか、一過性ではなくて、少し長く見ておかななくてはならないなど、今そんな思いを持っておりますけれども、そんな中、限られた財源、限られたマンパワーで次から次へとやらなくてはならない課題、これをいかに成し遂げていくか、これは難しいですが大切な課題でございます。

ということで、特に人口が10万人未満のこの基礎自治体は、国とか府の上級官庁との情報の共有といいですか連絡調整、またある意味では財源の確保等々、この辺もしっかりと押さえておかななくてはならないわけです。

一方で、外ばかりを見ているわけにもまいりませんで、足元もしっかり固めておかないと、これはまたちぐはぐなことになってしまいかねません。

そういうことでハードとソフト、またインサイド、アウトサイドというのですか、いろんな面から役割といたらいけませんけれど、分かりやすくいえば手分けして、より効率のいい間違いのないまちづくりにつないでいきたいなど、そういうことで奥村副市長は十分にその職責を果たしてくれていますけれども、さらにもう一人の副市長を選任して、役割を決めるわけではありませんけれども、分担しながらお互いに協力して、1足す1を3にも4にもしていこうという思いです。1名ふやしていきたいなど、そういう思いでございますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

市長のお話をお聞きしますと、副市長二人体制についてはおおむね分担して、まさ

にお一人は奥村副市長、要は庁内に摂津市をやはりよく知っている人材、そしてまたもう一人については国等の太いパイプを持つ人材、そしてまた一定開発のリーダーシップを発揮できる、そういったイメージをお持ちなのかなというところで理解いたしました。

おっしゃるとおり、やはり大規模開発等についても非常に、地域にも行って、あるいは国とも折衝して、特に対外的な、あるいは地域と、そういったところの仕事というのが非常に大きくなってくるかなと思います。

そういった意味で、しっかりとその開発を進めていく、そしてより魅力あるまちづくりを進めていくという点は理解しましたし、ぜひ我々自民党・市民の会としても期待するものでございます。

その点、もう一人につきましては、ぜひ国とのパイプ、そういったここにはない人材というものをしっかりと検討していただければと思います。

これについては要望とさせていただきます。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは質問したいと思います。

副市長の制度ができる前、当時の助役の制度の時代から二人制、複数制にする議論というのは、かなりやられてきたという記憶をしています。

それで平成10年、大分昔に遡りますけれど1998年、22年前ですが、助役を一人から二人にする際に、様々な議論をされました。

当時は本市の財政が非常に逼迫しているということで、行革をしっかりと進めてい

かなければいけないなど、同時に様々な開発もあったということで、一人ではできないと、二人にということで、二人体制がつくられました。

それで平成12年になりますと、当時の助役が急逝されたことによって、二人制にはなったものの、実際は一人の助役となりました。平成13年には大阪府から、これは大阪府とのパイプということだったかと思いますが、助役として招きました。その際もいろんな議論がありました。当時は市民プールの廃止の問題等もあったので、マスコミからも助役か市民プールかなどというような見出しで、市民からも非常に注目を集めたものでありますが、二人制に戻りました。

しかしその方は、4か月で体調の面等で辞められて、その後はずっと1人体制で何とかやってこられたというように思うんです。

それで平成17年になりますと、森山市長の下で、条例上は二人であるけれども、もう一人に戻すんだということで、条例上も一人体制へと改正された。こういった経過がこの間にあったかと思います。

それでほとんどの期間は、いろんな課題が山積している、次々といろんな問題が生まれているという中で、例えば吹田操車場跡地であったり、南千里丘の開発であったり、今も続いておりますが、阪急京都線連続立体交差事業などの大型プロジェクトというのが次々と山積しておりましたし、数次にわたって行革等で、職員の数もどんどん削ってきた。

そうした中で当時の森山市長が、もちろん数は多いにこしたことはない、しかし一人でもやれると、行革を進めている中で、そういった意味を示すためにも、やはり一

人体制で行くのだということで、条例上で二人から一人に戻されました。

ですので、今回はもちろんご説明では、鳥飼のグランドデザイン、淀川河川防災ステーション等の大きな開発の課題もあるし、コンプライアンス等があると、内部統制ですが、職員の事務の監督という点では一人では大変だということで、一人ふやされるということではありますが、はいそうですかとはなかなかならないというように思います。

それで改めてお伺いしておきたいのですけれども、一つは一人ふやさないと本当にできないのかということです。

実際に今の奥村副市長の業務、監督、それから市長の補佐的な役割、また様々な政策の企画等のチェック等を担っておられることは理解しておるのですけれども、一人でこなしていけるのではないかと私は思うのですけれども、その点の考え方を改めてお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、次に近隣他市の状況はどうなのかとちょっと調べてみました。

摂津市は人口が約8万6,000人、面積は約15平方キロメートル弱という、市長もよくおっしゃっています小さなまちであります。

だからこそ人と人とのつながりも濃いんだということだというように思うのですけど、大阪府内の政令市を除いた31市で調べてみました。そうしますと副市長の定数が複数以上になっているところは23市ございます。23市の中で9市は中核市ということで、相当その権限が委譲されておりますから、これは一定理解できるんです。

それ以外でも、摂津市よりも人口の多いような都市というのは11市あります。こ

れは大阪府の市町村ハンドブック、令和元年11月の資料からちょっと引用しているわけですが、摂津市よりも人口が少ない市で複数制をしているのは3市のみなんです。

一方で、摂津市と同じように副市長の定数が1の市は8市あります。その中で摂津市よりも人口が多いのは大東市1市と、大きなまちでも一人でやっておられます。

それでいろいろと見てみますと高齢化率であったりとか、行政が管理している面積であったりとかを見てみても、摂津市よりもなかなか高齢化率も高かったり、いろんな課題が見られるような自治体も一人制でやっておられるという中で、今回はなぜ、他市との関係とも比べて二人にするということについては、よほどの理由がないと理解できないと思うんですけど、そういう観点からどうなのかという点です。

それでもう一つは行革との関係です。市長が平成17年に二人制から一人制に戻されたときにもおっしゃっていましたが、行革ということをやはりしっかりと示していくという点でも、二人から一人に変えていくんだということをご答弁していらっしゃいました。決意も述べておられました。

さらに二人であった助役の当時の人件費は1,600万円、これについても条例上は、これはもう一人でやっていくんだという意味を内外に示すという意味でも、1,600万円の分を予算から削っていくという点でも理解が得やすいのだというようにおっしゃっていました。

こういった行革、これまで進めてこられた行革という観点で、この行革の中では職員の定数管理もあって、平成10年当時は、助役を一人から二人にしたときと比べて

も、正規職員の数は25%ほどが減ってきています。それで一人に戻した平成17年から今日までを比べても、14%減ってきています。

いろいろな業務が拡大していく中で、市職員は定数をどんどん削減されていく。非正規化や民営化によって非常に市役所の中が、いい言葉でいえばコンパクトでありますし、しかし市民サービスを担っていく上では、また市の行政を適正に進めていく上では非常にぎりぎりのところ、もしくは不足しているというような事態も生まれているという中で、なぜ副市長をふやすのか。相反するようなことになっているのではないかというように思いますが、その点について、3点を合わせてご答弁いただきたいと思います。

○野口博委員長 では最初に大橋公室長。  
○大橋市長公室長 そうしましたら、私からご答弁させていただきます。

まず1点目ですけど、二人の副市長が本当に要るのかということをございますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、大きなプロジェクトの観点でございます。

これまでも南千里丘の開発の部分でありましたら、表に出る前からいろいろと水面下で調整があったわけなんですけど、その際も当時の市長公室長、そして当時の助役というのが深く関わりを持って調整してきた経緯もございますし、実際に事業が動き出してからの間では、当時の市長公室長、そして担当参事が中心でありましたけれども、そこにはしっかりと副市長が関与されておったと。

それぐらいそのビッグプロジェクトの部分については、やはり一般の事務方だけではなかなか難しい部分があるというこ

とがあると思います。

それで、先ほども答弁させていただいた鳥飼のグランドデザインの問題、J R千里丘駅西口の再開発もそうですけれども、やはり単純に摂津市の中だけで完結できる問題ではございませんので、そういったことから、やはり今後はますます、先ほど安藤委員もおっしゃっていただきましたけれども、副市長の役割として、市長の命令を受けて政策及び企画をつかさどるという部分ですが、これはやはり外部との調整というのが非常に多くなってくるということも踏まえたと一定期間、これは我々としても未来永劫ずっと恒常的に二人にするという考え方を持っているわけではございませんので、その道筋をつける、しっかり対応するという部分については、二人にしていくのが適切であろうと考えているところでございます。

それで2点目の近隣の状況ですけれども、私のほうで令和元年11月のハンドブックを見せていただきまして、その認識については持っております。ただその考え方については、やはり市それぞれあるのかなと。

単純に人口で考えますと、本市より人口の少ないところで二人のところもございますし、多いところで二人、一人のところもあるということについては認識させていただいておりますけれども、そこは近隣との比較というのは、単純にはなかなかできないのかなと思っているところでございます。

それと3点目の行革の観点ですけれども、行革そのものにつきましては、一定議会のほうにも、その行革から行政経営戦略へという転換の中で、平成8年に行革大綱をつくりまして、そこから二十数年に渡り

取り組んできた行革の総括も一定させていただきまして、この間の人件費の削減の数値であったり、扶助費の推移の問題であったり、様々な部分について議論させていただいておりました。

これまでの行革というのは単純に職員数を減らして、その人件費を削減してという部分でありましたけれども、今後は行政経営戦略ということで、我々としても単純にこれまでの行革の手法というのは取れないということの中で、行政経営戦略への転換ということで考え方を持っておりますので、単純にその行革に逆行するのではないかということについては、我々はそうではないと思っております。

これも何度も申し上げるんですがけれども、一定期間、市としての大きな政策をしっかりと実現するという事は、市民の利益につながるわけでございますから、鳥飼のグランドデザインにしても淀川河川防災ステーションにしても、これをしっかりと実現させることが市民の利益につながっていくとも考えておりますので。

それとやはり第三者委員会の部分については、非常に人事担当としても重く受け止めておりますので、いけば組織の立て直しの部分についてもですね、これをしっかりしないと、政策というのはできないと思っておりますので、そういった観点で一定期間は副市長を一人ふやさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それほど大事な副市長人事であります。

その割には、私は非常に唐突感のあるご提案だったなと改めて思います。

それで他市ももちろんそうです、大阪府



内31市でそれぞれの事情がありますから、人口であるとか高齢化率とか、それだけでは計り知れないそれぞれの市の事情がありますので、その点については市長公室長がおっしゃるとおりだというように思います。

それで、ただ行革との関係で逆行しているというよりも、この間、今は今後の行革の考え方についてのお話は、行政経営戦略等々で一定方向が変わってきているというのは理解しておるんですけれども、数次にわたって行政改革で定数がどんどん削減されてきたと。

権限の委譲であるとか、それから業務量、制度ができたり法律が正しく施行されたりすることによって、摂津市の仕事というのが非常にふえてきている中で、正規の職員はどんどん削られてきて、それに伴って非正規の職員がふえたり、民間委託等がふえていく。それで正規の方々の時間外労働もふえてきているというような状況にある。

その中で、先ほどの人件費の議論でもありましたけれども、特別なプロジェクトがあれば、職員はそちらに配置転換されていくと思うんです。ではほかの分野は人が要らないのかといえば、そういうわけではないと思うんです。責任のある仕事ができる方、またはそういった仕事を次につなげていく人を育てていくというようなことも同時に進めていかなければいけない。

そういう中で、副市長を二人体制にしようといったときと比べても、職員数が25%も減ってしまっているという現状があるわけです。当時と比べても、職員の仕事というのは非常に多くなっているんだと私は理解しているんです。

そういう中で市職員の定数は、抜本的に

定数管理の見直しをして、必要なところに必要な人材を登用していくと、十分な人材をふやしていくというようなことが目に見えてきていない中で、トップをふやしていくということについては、なかなか理解を得にくいのではないかと。これまでも一人で頑張ってきてくれたじゃないかと。

とりわけ内部の問題、コンプライアンスの問題は、やはり市の各職員の自浄作用でしっかり議論してやらないと、外から来た方とか、第三者委員会の意見を聞きながら大なたを振るうというよりは、内部でしっかり議論していく中で問題点を洗い出していく、意識を変えていくというような議論は当然しなければならないことであって、副市長をふやすよりは、まず市の職員であつたり、そこを統括している管理職の方をふやしていくことのほうが、私は優先順位としては先ではないかなというように思います。

その点について、市長のお考えをお聞かせください。

○野口博委員長 森山市長。

○森山市長 安藤委員の質問にお答えいたします。

先ほど来の質問で、ご意見の中にもありましたけれども、副市長の二人制の条例を一人にしたのは私です。それでまたその副市長を二人にするということをしようとしているのですけれども、当時は市長選挙がありまして、私は初めて学校の見直し、統廃合というものを公約で言ったのです。それで実際にいざ市長になって、その場面に直面したんです。

公約で簡単に統廃合といったものの、実際にその場に居合わせて、物すごく大変なことであるということ認識し、取り消そうかなと思ったぐらいで、市民の皆様とも

いろいろとやり取りがございました。

何とか理解していただくということで、摂津市の財政の悪いことは、もうそんなことは承知の上であって、そのことも公約の中で、財政の立て直しという、この二つの柱で選挙を戦ったことを思い出すんですけれども、まず市役所が身を切らないと、学校の統廃合などは絶対に理解していただけないだろうと。市役所の身を切るといっても何をやるねんということで、私はそのときに、今では当たり前になっていますけれども、市長の退職金をカットしますと。

これは一切、公約では言いませんでした、お金の話は。ただ、そして私だけではいかんということで、市の三役も追随してくれというようなことを言ったんです、まずは特別職からと。

それでそのときに、当時の収入役ですか、会計の責任者、それから水道管理者、これらを全部なくすということで、特別職でできるやろうと思ってなくしました。

そこには行政改革という大きな意味があったと思います。それで何とか乗り切って、議会の皆様の理解もあって今日を迎えておるんですけれども、これまで十数年間、その時々には立派な副市長もいて、私も何とかこうして今日まで来れたわけですが、本市は人口が10万人未満のまちですから、副市長が一人で、私が一人二役、3役をやったらそれで行けるやないかと、自分自身はそう思っておりました。

できる限り、こういうことも意識しながら、外に向けてはいろんな取り組みをしてきたわけですが、さっきからいろいろなプロジェクトの話もしておりますけれども、今ここにきて抱えておりますこのプロジェクトを、多くは中長期にまたがる

ような取り組みが多くございます。

私の任期は4年なんですけれども、中長期となれば、4年ではできるかできないか。これは皆さんも想像されたら分かると思いますけれども、しっかりと道筋をつけておかないと、こういったコロナ禍みたいなことが起こったときに、絵だけを描いただけで終わってしまったら、次の世代にこれは非常に申し訳ないことになる。しっかりと道筋をつけようと、そういう意味でもいろいろと考えました。

そんな最中に、今日までいろいろな不適切な事務処理といいますか、そういうことが発覚といいますか生じたわけでございます。

私も外ばかりを向いていて、足元をしっかりと見ていたつもりですが、やっぱりなかなか難しい。多様化するといひますか複雑化する行政需要の中、このころはもう一度しっかりと押さえておかないと、これはどっちつかずになってしまうぞと。

そういうことで、もちろん私自身も今までどおりに取り組みますけれども、目的をしっかりと定めながら、それをより確実にするためにも、さっきも言いましたけれども、より充実させようと、マネジメントですか、という意味でもう一人副市長の選任をお願いしたいと。

ただ、忙しいから二人にしてくださいだけでは具合が悪いわけでありまして、この4年の任期中になんとか将来への道筋をつける、そういう気持ちで副市長の増員をお願いしよう。

今、安藤委員から行革の観点でいろいろとお話がありましたこと、よく分かります。二人にすればいいというようなものではないし、私自体も二人を一人にしてきたわ

けですから、二人にすることはできたら避けたいと思いましたけれども、今後もやっぱりこのいろんなプロジェクト、摂津市の現状等から見ると、今必要なところに何とかこの人を配置して、今おっしゃった、ご指摘があった以上の結果を出すべく二人制にすれば、市民の皆さんにもご理解いただけるのではないかなと思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 市長からご答弁いただいたので、最後に意見として述べておきたいと思うんですけれども、やはり今、副市長の二人制というのは、率直に疑問が市民の中からも出ると思うんです。私も本当に思います。

それで大きなプロジェクトがあり、いろんな課題を抱えていると。当然管理する、統括する副市長が複数いれば分担ができるという点では、悪いことではないと思うんです。それは人数が多ければ多いにこしたことはない。

しかしそれではやってこれないからということで、この間、我々は反対してきましたけれども、行革によって様々な分野で人が削減されたり、民間委託や民営化が行われてきたと。職員の皆さんもその下で、いったら市長のモットーである、やる気、元気、本気、勇気を持って取り組んでこられている中で、自分たちの職場は今のままで、場合によったら人が減っていくと。一方で副市長は二人かいというような思いを率直に、そんな思いを持たれるのではないかなというように思うんです。

それで新しいプロジェクトにおいても大切なことというのは、市民との関係でどうコンセンサスを得ていくのかということが重要になってくるかと思うんです。

それでかつて総合計画の基本構想を立ち上げたとき、これは前々回で第3期だったかと思いますが、職員が自らの手で、まちに出てアンケートを取り、様々な団体とのタウンミーティング等を行われて、今につながる基本構想をつくられてきました。

それは本当に市の職員をはじめマンパワーによって築かれてきた。それが、いろんな課題を抱えている行政の問題を解決していく意味では、非常に重要になってくるんだと私は思っています。

そういう点で大事なものは、やはり市長と副市長が一人いらっしゃって、その下にそれぞれの担当する部署、それで場合によったら専任の方を招いて、技術的なことや専門的なことの援助をいただく中で、それをどのように市民の皆さんとコンセンサスを図っていくのか、合意を得ていくのかというところで考えると、やはり市民の皆さんと相對する職員の数だと、質と量だと思っています。

ですので、私は今この時期に副市長を二人にするということではなく、ふやすのなら今は職員の数をふやすべきだと、このことは申し上げておきたいというように思います。お願いしておきます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど来ですが、安藤委員の質問で過去のことがありまして、また市長のほうからも当時の助役を一人にされたという経緯も、私も一緒にやっておりましたので、そうであったなというように思っているわけですけど。

安藤委員は反対の立場ということですが、私は賛成の立場として。でもやっぱり市民にちゃんと説明しないといけないという観点からは、やっぱりシビアに言っておかないといけないということが

あると思いますので、質問させていただきたいと思います。

今回はにわかには浮上したという言葉が上がっていますが、これはある意味では、やるべきときにやらないといけないということがありますから、それは理解しているわけですが、特に今回の副市長は特筆すべき理由があつて、ミッションをしっかりと帯びてやられるのであろうと、様々に今、市長公室長からの答弁もありましたけれども、私は一番大事なことは、鳥飼まちづくりグランドデザイン、そして淀川河川防災ステーションの誘致というのがやはり一番大きなプロジェクトであるし、市長より道筋をつけるということと言われましたけれども、これが最大のミッションなんだろうと思います。

それで本当は任期の4年ということの一つの目安だとおっしゃいましたけれども、本来ならこの副市長の条例改正は任期をつけたものでもよかったのではないかと思います。ある意味では、このミッションの達成をすれば、また一人に戻すということも当然考えられたほうがいいのではないかと思うわけです。

それで国のほうからおいでになるのかも分かりませんが、これは迎えるということは、ある意味では反面教師ではないですけど、これは何が何でもやっぱり成し遂げないといけないということになると思うんです。その決意と覚悟をやっぱり持って、実行しなければ、やったけどちょっと駄目でしたというようなことは許されないと私は思っています。

そういう意味で、先ほど市長のほうから当時の学校の統廃合は大変だったというご答弁がありましたけれども、恐らくそれに匹敵するぐらいの大変なことを乗り越

えないととまらないかも知れません。それぐらいの大変な計画になると思うんです。そういうことを踏まえての副市長の増員になるんだろうと思っています。

それでもあえてやはり賛成していこうという思いがありますし、また説明していこうという思いもありますので、そのことを含めて市長のほうから1点だけ、その覚悟と決意についてぜひお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 森山市長。

○森山市長 藤浦委員のご質問でございますけれども、副市長を二人制にするというのは容易な話ではございません。さっきから言っていますけれども、様々なプロジェクト、これをより確実に成し遂げるため、二人制にしてその役割をしっかりと果たしていただかないと意味がありません。

さっきも言いましたけれども、市長がその分をやったらいいいやないかと言ってしまえばそうなんですけれども、それなりにいろんな取り組みをし、このいろんなプロジェクトについても、何くそというぐらいの思いで取り組む。しかし市役所の中ではいろんな問題が生じかねない。そんなことにもやっぱりしっかりと目を向けないといかんということにも思いをはせたわけでございまして、二人制にしたいと考え、ただ二人制に何で今頃するねんと、やっただけということになっては意味がないし、そんなことは毛頭思っておりません。

間違いのない成果を、形にならなくても道筋をしっかりとつけるという覚悟で、この二人制ということに提案させていただきましたので、この特定の、どこから誰がというような話はここではまだお示しすることはできませんけれども、そういった

形で、もちろん人選等々を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 市長のほうからしっかりそうした決意をいただきましたけれども、一番分かりやすいのは、先ほども申し上げましたけれども、この鳥飼まちづくりグランドデザインをやっぱりしっかりと、形づけて計画をまとめていくということが今新たな、一番これは私も非常に重要な計画だと思っています。摂津市がさらに発展するかどうか、鳥飼地域の人口が減少していく状況を本当に変えられるかどうかという、大変重要な計画だとも認識していますので、その辺も含めてぜひミッションを達成できるように、私も共に頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 議会選出の監査委員という立場上、いつも質問は控えめにさせていただいてますけど、これは重要案件なので、ぜひその真意を確認しておきたいと思ひます。

それで先ほど来から各委員から質問がありましたように、私も22年前の助役二人制のときを思い出しまして、当時は二人助役制を提案されたときに、一人も指導できないのに、何で二人置くのですかというような質問をさせていただきました。

それでかれこれ1年をかけて、助役の条例が制定されるまで、こんこんと私も議論させていただいたことを今思い出しました。

それで今回のこの二人副市長制につきましては、先ほど来から質問がありましたように、鳥飼地域の淀川河川防災ステーションに絡む二人副市長制という認識はし

てますが、冒頭で市長公室長からいろんな多岐にわたって副市長の二人制での役割分担をしていくと言われる中で、特に私が指摘させていただきたいのは、これまでの職員の不祥事に関わる第三者委員会を設立した、これは今の副市長の責任ではないと思うんです。

それでまず内部統制を行うのであったら、市長公室である人事課、労務、労政を携わっている市長公室の役割だと認識しています。それでその中で、この淀川河川防災ステーションについてでも、私だけかも分かりませんが、まずこの淀川河川防災ステーションは、行政側から聞くより先に市民からお聞きしました。

これは行政と我々議員との信頼関係にも私はつながっていくと思うんですけれども、その辺について、まず副市長二人制について、どういう目的意識を持ってやられていくのかどうか、役割分担ですが、そういったことについてお聞かせいただきたいというように思ひます。

それでもう一点は、先般、防災ステーションの関係で八尾市に本市の総務建設常任委員会として視察に行っていました。八尾市では防災ステーションをやりますとって、かれこれ基本設計に至るまで8年間かかりました。それでそれ以降は実施設計と、完成に至るまでに11年の歳月が過ぎたんですが、それで今回、こういう二人副市長制になって、中長期計画という部分も言われていましたけれども、こんなに性急に二人副市長というのが必要なのかどうか、まずこの点についてお聞かせください。

○野口博委員長 大橋公室長。

○大橋市長公室長 そうしましたら私のほうから答弁させていただきます。

役割分担の話でございますけれども、現時点でどこからどのような人物かということは、まだ言える段階にはないと。外部であることは外部でありますけれども、外部と協議、調整、交渉するにあっても、我々としての受皿として副市長の定数については条例で定めることということに現在となっておりますので、その受皿が一人のままでは正式な協議、調整等は基本的には難しいということで考えておまして、これから本格的な協議、調整、交渉ということをやっていけるということで考えておりますので、今の時点でどこからどういった人物がというのは、なかなか申し上げることが難しく、現時点でどこからどういったことということも申し上げることができませんので、今後の調整の中でどういった方が来ていただけるかということがはっきりした段階で、役割の分担の規程というものがございますので、その規程の中でしっかり明示しなければなりませんので、その部分について検討していきたいということで考えております。

それと2点目の八尾市の防災ステーションが、基本的な計画の部分から実際は建物等の竣工まで、約8年かかったというお話でございますけれども、現時点で近畿地方整備局淀川河川事務所といろいろ調整している中では、今年度末までに市としての基本的な計画を一定策定して、令和3年度中に近畿地方整備局として整備計画というものを立てる予定になっておまして、その近畿地方整備局が策定する整備計画が国の、国土交通省のほうの淀川沿いの新たな計画のほうに位置づけられて、初めてこの防災ステーションの事業が正式に決定ということになりますので、それまでが非常に重要になると。その国土交

通省のほうの計画に位置づけられなければ事業にはならないということで、その部分について市長がおっしゃっていただいた道筋をつけるというのは、そういうことだと認識しておりますので、その部分をしっかりと対応していくということで考えております。

第三者委員会については、先ほども答弁させていただいたんですけど、やはり今回の件については部長、次長、課長の管理職のところの課題というのが浮き彫りになったと考えておりますので、そこを指導監督していただけるのは副市長だということで考えておりますので、今おっしゃっていただいている部分については、ちょっと私の解釈が間違っているのかもしれませんが、そこは意図したものではないと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 まず人事に関わるものですから、今最後に答弁いただいた、これまでの職員の不祥事に関して、今はいみじくも管理職という話になりましたけど、私はやっぱりその部分は副市長だけの責任ではないということを思っています。

だからそれは庁内一体として、今ガバナンスやらコンプライアンスなどを第三者委員会の中で議論していただいていますけど、ただ今回も補正予算に上がっていますが、トータルで250万円もかけてやるような案件なのかということが、そういったことを本来は考えないとあかんと違うんかと。副市長人事だけの問題と違うんですよね、これは。

だからこれは明確に否定してほしいと思うんです。これは庁内体質の問題であって、特に市長公室長を中心として労務、労

政、人事、こういったことをやらなければならないということは明確に言うておきたいと思います。

それで今言われていますように、人事の話だからどこから呼ばれるのか分からないけど、我々が求めているのは、こういう条例が上がる前に、連携を取らないとあかんとかいうことをどこかの場で説明してほしいと。唐突にこうやって条例で上がってくる、これが信頼関係の問題につながるってってるんですよ。

市長、こういうことをどう思いますか。一事が万事で、いろいろとおかしくなってきたのと違いますか。

それと今、八尾市の話もちよっとさせていただきました。そこで国からどうのこうのということは、国の指導に基づいてやられるとそうなんです、そういったところで副市長まで増員するというのは、他市でも同様に国との連携を取るのに上級官庁から人を呼んでまでやっているんですか。

それと先ほど答弁がなかったんですけど、この防災ステーション、僕は市民から先に聞きました。それでその後、市長の選挙の公約の中で言われているということを知ったんですけど、そういったことの手続も踏まえて、また私がここで質問しなければならないのを残念だというように思いますけど、そういうことも踏まえて、もう一度ちょっと市長のほうからお答えいただけますか。

○野口博委員長 森山市長。

○森山市長 第三者委員会があらうと、あらうまいと、たがが緩んでいるのと違うかなと、それは私が私のたがが緩んでいるのではないかなと、トップがやっぱり少し気を引き締めないかという思いを持ちました。これが全職員に、このぐらいでええん

やろかというようなことになってしまっていたというのは、まさしく私の姿勢であると、これはもう私自身が一番感じております。

その後も何もないことはないです。いろいろちょっとしたミスみたいなような話もちよこちょこ聞くこともありますけれども、人間ですからミスはそれなりにどうしようもないこともあることは承知しておりますけれども、これはやっぱりこ一番でしっかりと引き締めておかないといかんということで、そういうことも視野に入れて、さらにしっかりとしたマネジメントをするという意味で、第三者委員会についても今やっています。

それからこの防災ステーションの話ですけれども、この話は大きな話です。大きな話ですから、本来は総合計画とか、摂津市の大きな計画の中にあって当たり前のような話なんです。それが唐突に出てきたという、唐突という言葉がありましたけれども、その辺の経過をここでお話ししていいのかどうかは分かりませんが、ここ数年来の災害に鑑みて、近畿地方整備局と摂津市の関係というのは、非常に今まで以上にパイプが太くなりました。

これは何も喜ぶべきことではないかもしれませんが、それは何かといいますと、国のほうで僕は一方的にと言ってますけれども、1000年に一度の豪雨災害が起こったときに、この淀川右岸での一番災害時の危険な地形にあるのが、鳥飼西地域ということでハザードマップを公表されてしまったわけです。そこで私は近畿地方整備局にかみついた。

発表するのはいいけれども、ならばどうするんだと、その対策を打ってくれないと、それを示さないと市民は不安を持つばか

りで、どうにも解決につながらないということで、かなりやり取りをやった経緯があるんですけども、そんな中で国としての役割で、堤防強化等々いろんな策を打ち出してくれていました。その協議を何度も重ねているうちに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がございました。それで専門家を交えたウェブ会議を何度も持つ中で、これも恐らく唐突と言われてしまったらそれまでですけども、SOS避難メソッドですか、これを公表しました。

これも議会にお諮りすることなく、唐突感といいますか、新型コロナウイルス感染下において、もしも災害が起きたらどうすんねんという話になってきまして、もう待ったなしの課題になり、ウェブ会議でいろいろ話をしているときに、この摂津市が今後はどうあるべきかという話になってしまって、こういう形でということで、その姿勢を公表したわけでございます。議会の皆さんにお諮りする間もなく公表したわけです。

それでそういう話の中で、国としての災害時の取り組みの一つとして、よく考えてみたらこの淀川右岸沿いには、国土交通省としての安全・安心の拠点がないうことに彼らは気づいたと思うんです。というのは、あまり雨対策といいますか、水の対策について、これまで目が行ってなかった。それで最近のこの全国的な豪雨災害に鑑みて、もう一度見直しが始まったわけでありまして、その中で、国のほうからこの防災ステーションという言葉が出てきました。それに飛びついたと言ったらいけませんけれども、そんなのがあるんやったら、何とかその一番危険な地形というのであれば、この摂津市にその防災ステーションを持ってきてくれたらどうやねんという

話に、このウェブ会議の中でなったんです。

それが一番の取っかかりでございまして、そこでは決まってはいませんけれども、ホームページか何かで出たかどうか分かりませんが、とにかくにも何とかこの話は時間的にも限りがあるし、何とか国を動かしてでも誘致できないやろうかということで、防災担当のほうにも私はいろいろと探らせた経緯がございまして。

そんな中で、これはまた先ほどおっしゃいましたように、議会でこんなのがありますねん、こうですねんというような機会がなくて、表といいますか話題に上ってしまったことはそのとおりでございまして。

今後はこの防災ステーションを何とか実現に向けて取り組む中で、議会の皆さんのいろんな意見を拝聴しながら、より確実なものにしていきたいと思いますので、その辺はまたご理解いただきたいと思います。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今、いみじくも市長から、我々議会に対する説明責任が不足していたということをお願いしたんですけど、市長公室長、市長公室は政策推進課があるんですよね。そういったところの議会に対するタイムリーな情報提供については、あなた自身はどのように考えられているのですか。

それでこの副市長人事案件に関してでも、我々としては一定、幹事長会を開催していただくか、もしくは事前に協議会でもこういう案件がありますけどというような手続を踏んだ中で、条例を提案するのが本来の筋と思うのですが、この2点について改めて確認しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○野口博委員長 市長公室長。



○大橋市長公室長 そうしましたら、私のほうからご答弁させていただきます。

議会へのタイムリーな情報提供ということでございますけれども、我々としてはできる限り早い段階で、その情報提供というのはさせていただくように当然考えているわけでございます。

この防災ステーションの話につきましても、選挙が終わって選挙の結果を見た段階で、どのタイミングでどういう形でご報告させていただくのがいいかということ考えた上で、一定、議会事務局とも協議しながら進めてきたということで我々としては考えております。

もう1点の部分につきましても、決して、そういう意図で考えているわけではございませんでして、当然議会というのは市民の代表として一定行政のチェックをしていただいているわけですので、そのチェックをしていくためにも、当然しっかりと情報提供していかなければなりませんし、チェックしていただけるような体制を取っていくというのが当然でございますので、特にその部分については、市長公室の役割というのは非常に大きいと考えておりますので、今後しっかり、今、指摘いただいた部分について対応できるように、もう一度考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 この防災ステーションだけでなしに、先ほど言っていたように、選挙前にも我々に情報提供するようなことは多々あったと思うのよ。そういったことがぬかっていたということを私は今、質問させていただいているので、今の副市長の案件についてでも、もう少し明確な答弁をいただけたらありがたいと思いますけ

ど、よろしくお願いします。

○野口博委員長 市長公室長。

○大橋市長公室長 そうしましたら、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回、副市長の条例を上げさせていただいているわけなのですが、あくまでも条例改正ということになりますけれども、当然、人事が絡む話でございますので、こういった形で議会にお示しといいますか、ご報告させていただく、こういうことを考えていると、こういうことを提出させていただきたいということをどういうふうに進めていけばいいかということは議会事務局とも協議させていただきました。やはり実際の固有名詞のときには、幹事長会を開いていただく前に、幹事長のほうに一定の考え方というのをお示しさせていただきながら正式な幹事長会ということに流れとしてはなっているわけなのですが、今回まだ具体的に誰ということをお話しできる段階ではないということもございましたので、正副議長のレクをさせていただく前に、10月頃だったと思うのですが、各幹事長を回らせていただいて、一定こういうことを考えさせていただいていますと。その後に、今回の12月定例会の前に正副議長レクをさせていただいて、それから幹事長が変わっておられましたので、変更になったところの会派の幹事長のほうに回らせていただいたということでございます。

○野口博委員長 南野副委員長。

○南野直司委員 私のほうからも、お願いということでさせていただきたいと思います。

令和3年4月1日から副市長2名体制で臨んでいかれるということであります。森山市長をトップに、二人の副市長とがっ

ちりとスクラムを組んでいただいて、そして副市長が市長公室長、また各部の部長、課長と日頃からしっかりとコミュニケーションを取っていただきまして、様々な行政の運営に生かしていけるように、どうかよろしくお願いいたします。

森山市長は5期目に入られまして、今回、副市長2名体制ということで、まずは鳥飼のグランドデザイン、そして淀川河川防災ステーションの建設ということで、何とか道筋をつけていくのだという思いが伝わってきました。

あと、もう一つ大事なことは、市民の皆さんに、この2名体制を知らせていくことが僕は非常に大事なことだと思っています。こういう費用対効果があります、こういう施策に2名体制で取り組んでいくのだということを広報、あるいはホームページでどこかお知らせしていただきたいと思っています。森山市長は、年間365日のうちに500以上のイベントや行事に、今はコロナ禍でほとんどが中止になっておりますけれども、参加されていると認識しておりますけれども、副市長自身も僕は、事務方とよく言われますけれども、現場へどんどん出ていくことも大事なことだなど。もちろん奥村副市長も市長が出られないイベント等にも参加されているのは知っておりますけれども、もっともっと現場に出て、あるいは鳥飼地域へ出て行って、市民の皆さんの声を聞いて、それを市政に反映していくという行動を、忙しいと思いますが、市民の皆さんも摂津市がよくなってきたなと思っていただけるのかなと思います。福祉施策、子育て、安全・安心なまちづくり、様々な施策がありますけれども、しっかりとスクラムを組んでいただいて、実現できるように

取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

議案第93号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。どうぞ。

松本委員。

○松本暁彦委員 1点だけ確認の上で。

この道路交通法改正ということで、そのまま条項を変えたというところですが、この改正の背景、経緯について、その1点確認させていただきたいと思います。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員のご質問にお答えさせていただきます。

道路交通法の一部が改正されております。その改正内容は、第44条第1項で規定している停車及び駐車を禁止する場所についてであります。その改正内容について申し上げますと、同法第44条について、車両は道路標識等によって停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び法令の規定もしくは警察官の命令により、または危険を防止するため、一時停止のほか停車し、または駐車してはならないとされておりますが、この規定に適用しないものとして、乗り合い自動車、またはトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所または停留場において乗客の乗降のため停車するとき、または運行時間を調整するため駐車するときは、この限りではないとされ

ております。

本改正により、摘要しない車両について第２項に移行され、一般旅客事業者運送事業の用に供する事業者、または自家用車有償旅客運送自動車においても、この限りではないとされている、そういった内容の改正が背景にあります。

以上でございます。

○野口博委員長　以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 44 分　休憩)

(午後　１時　　　再開)

○野口博委員長　それでは、再開します。

続いて、議案第 95 号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員　では、議案第 95 号につきまして、今回の改正する条例制定に至った背景を、まずご説明お願い申し上げます。

○野口博委員長　納家課長。

○納家予防課長　背景について、お答えいたします。

近年、電気自動車の普及が進んでおり、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められております。全出力 50 キロワットを超える電気自動車用急速充電設備について、需要の増加に伴い、普及がさらに加速がすることが予想されるために、全出力の上限を 200 キロワットまで拡大したものです。

以上です。

○野口博委員長　松本委員。

○松本暁彦委員　くしくも、先日、中国が電気自動車の市場世界一になったというところで報道があったばかりなのですが、今後ますます加速していく中で、

摂津市周辺でいいますと、多分、今、50 キロワットの充電設備が最大だという認識でおります。今後そういった形で条例を制定することによって、この規制が緩和されて、200 キロワットの充電設備が設置される予定があるということでしょうか、その点、お伺いしたいと思います。

○野口博委員長　納家課長。

○納家予防課長　現在のところ、火災予防条例で急速充電設備にあつては、最大全出力 20 キロワットを超え 50 キロワットまでとなっているのが現行でございます。今回の改正で 200 キロワットまで拡大されるということなのですが、今後につきましては、電気自動車の普及とともに、充電のため充電する車の渋滞が予想されますので、現在の機器の多くが 1 か所 1 台程度しか充電できない状況を、今後は一度に充電可能な電気自動車の台数をふやすため、機器の増設が図られていくものと国のほうより聞き及んでおります。

以上です。

○野口博委員長　松本委員。

○松本暁彦委員　その背景について、また展望について理解しましたので、今後動きがあつたら、またお知らせいただければと思います。これは要望としておきます。ありがとうございます。

○野口博委員長　ほかにもございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長　以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 4 分　休憩)

(午後 1 時 5 分　再開)

○野口博委員長　再開します。

次に、議案第 98 号の審査を行います。  
補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第98号につきまして、補足説明をいたします。

本議案につきましては、表題の5市が消防通信指令に関する事務等を共同で管理し、及び執行することを目的に、地方自治法の規定により関係市が協議し規約を定め、協議会を設置することに関し、豊中市、吹田市、池田市及び箕面市と協議することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案参考資料に検討の経過等を記載いたしておりますので、併せてご参照お願いいたします。

まず、今回、5市が協議会設置の協議に至った経緯をご説明いたします。

現在、本市と吹田市が平成28年から、豊中市と池田市が平成27年から消防指令業務共同運用を開始し、共に円滑順調に事務執行いたしており、次のシステム更新を検討する時期に差しかかっております。

他方、国の動きといたしまして、平成29年4月1日付で消防の連携・協力の推進についての通知が発出され、市町村の消防の連携協力に関する基本的な指針が示されました。本指針におきまして連携の具体例として消防指令業務の共同運用を挙げられており、多くの有効性が認められることから、できる限り広域的な範囲で共同運用を積極的に目指すことが必要であるとされております。

また、大阪府消防広域化推進計画でも、消防広域化及び消防本部間の水平連携のさらなる強化、充実が推進されております。

それらを背景に、消防指令業務共同運用につきまして、大規模災害時等の広域的な対応、指令システム構築及び維持管理に係る行財政面での効果をテーマとして、平成

30年8月から北摂7市1町消防本部担当者による指令業務共同運用勉強会を設置し、その成果を基に、各市町消防長がおのおの検討した結果、お示ししております5市で、昨年、指令業務共同運用検討会及び同実施検討委員会を立ち上げいたしたところでございます。

消防指令業務を共同運用することで119番受信体制の強化、関係市の災害発生状況及び消防車両出動状況等の一元管理及び、それらによる効果的・効率的な応援体制の強化が図られ、また、共同指令センター整備等の整備費用等の低減化や通信指令員の効率的配置が可能となることによる行財政面での大きな効果が見込まれると認めるに至ったものでございます。

このことから、今後、関係5市が消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、今回、地方自治法の規定に基づき、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会を設置するにあたり、協議会規約を制定いたすものでございます。

お示ししております協議会規約（案）につきましては、逐条を本会議でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

なお、本規約は、関係5市それぞれの議会でのご可決を経て、令和3年2月1日から施行いたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

まず、この経緯の中で抜けている部分があると思うのですが、北摂7市1町のうち

5市のみが参加になったということについて、ご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 それでは、今回、北摂7市1町の中で5市のみの構成になった経緯について、お答えいたします。

現在、本市と吹田市が平成28年から、豊中市と池田市が平成27年から消防指令業務の共同運用を実施しており、共に円滑かつ順調に事務執行いたしております。箕面市におきましては、単独で指令センターを運用しております。

国が広域的な消防指令業務の共同運用を推進しており、さらに指令共同運用の拡充を図るため、北摂7市1町消防本部担当者による指令共同運用勉強会を実施、検討した結果、その報告書を基に各市町消防長がそれぞれの市で判断した結果、5市による構成になりました。

今回、高槻市、茨木市、島本町が参画しなかった理由につきましては、消防指令センターの更新時期が合わないことなどから、それぞれの市で判断し、今回は参画しないこととなりました。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 通信指令事務を共同運用するということは非常に喜ばしいことかなと私は思っております。

ただ、その中で、この文面を見る限り、吹田市に設置するということだと思われませんが、1か所に集中してしまうことによって、パンクもしくはイレギュラーによるトラブルを回避する方法などについてバックアップ案が取られているかどうかについて教えてください。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 ただいまの指令センターが一極に集中しまして、トラブルが発生した場合のバックアップ等について、お答えいたします。

現在、5市で指令共同運用の検討会を実施しており、今後さらに協議を進めながら指令センターの構築を進めているのですが、バックアップにつきましては、そういう簡易的な指令装置等も含めて、今後、構成市と協議しながら検討してまいります。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 前向きなご答弁ありがとうございます。

要望といたしましては、どうしても予想し得ない、東日本の場合も想定外という言葉が大きくありましたが、想定外のことは得てして起こり得るものですので、想定外の対応をするバックアップ案をぜひとも用意していただきたく、前向きなご検討よろしくをお願いいたします。要望としておきます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、2点ほど質問させていただきます。

この件につきましては、私も前回の一般質問のほうで、いろいろとお聞きしました。その中で、改めて今回条例として出されてまいりました。メリットの点で、金銭的メリット、5市にすることによる、どのような費用対効果があるのか、どこまで今予測されているのかという点と、指令員が効率的配置というところで、現状の吹田市との2市よりも、参考資料を見ますと4人となるというところで効率的な人員配置が可能というところで、前回、体制強化が必要な部署の人員配置が可能となりますものになりますという答弁をいただいております。

その中で、どのように体制強化が必要な部署というのを考えているのか、現状答えられる範囲で、お答えいただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 それでは、指令共同運用におけるメリット、効果について、お答えいたします。

共同運用の効果は、大きく分けて3点挙げられると思います。

まず1点目ですが、119番受信体制が強化されるということです。これは、消防指令業務を共同運用することにより、通信員が強化されることで、連続火災や集団食中毒など、一定区域に119番通報が集中した場合の受信処理能力が向上し、119番受信体制が強化されることにより、市民サービスの向上が図れると考えております。

2点目なのですが、相互応援体制の強化が可能となります。共同指令センターで構成市の災害発生状況及び緊急車両の出動状況等を一元的に把握できることから、本市において救急事案多発時や火災発生時に119番受信と同時に、構成市の消防本部から迅速な相互応援体制の強化が可能となります。

最後に行財政面の効果ですが、5市による共同指令センターを運用することで、通信指令員の効率的な配置により、現在、摂津市におきましても救急の件数が増加しておりますので、例えば、救急隊員の増強を図るという意味では、救急隊員への配置というところも消防としては考えております。

以上です。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 メリットについては、一定の理解をいたしました。

その中で確認ですけれども、今、参考資料を見させていただきましたように、2ページのところの経費の支弁の方法というところで、支弁方法（予定）ということになっております。これについて、このような書き方ですけれども、消防本部としては、どのように支弁の経費のところについて理解されているのか、分析されているのか、その点を教えていただきたいなというところ です。

そしてまた、今おっしゃられたのは指令員の効率的な配置ということで、その浮いた人員については救急体制等に必要などころに強化するという点につきましては理解いたしました。まさに人員というのは、数少ない消防の中で効率的な運用というのは非常に重要になってまいります。その点は、この協議会というのは、さらにメリットがあるものと理解いたしました。その1点、確認でお答えいただければと思います。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 それでは、経費支弁に関して、お答えいたします。

今回、消防指令システム整備費及び維持管理費につきましても経費の支弁ですが、国勢調査人口割45%、標準財政規模割45%、均等割10%で、整備費等に係る費用を按分することを検討しております。

今回、共通で整備する指令台などにつきましては、各市の負担割合において按分いたします。そして、単独で整備する署所端末等につきましては、各市単独整備といたしまして、100%市で負担すると現時点では予定しております。

以上です。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 私がちょっと分からないのは、要は共同消防指令センターを当然自前ですというよりは、非常に高額な機器ということで、まとめて集約すればメリットがあるというところは理解いたします。その点、だから摂津市としては2市から5市になったところでどのような経費的メリットがあるのか、その能力と費用対効果と、その点どう分析されているのかというところをお聞かせいただければなと思います。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 現在、吹田市と本市と2市で共同運用を実施しており、また豊中市・池田市も共同運用を実施しております。例えば、単独でそれぞれが指令センターのシステムを更新した場合につきましては、約30億円の金額を試算しております。それが5市による指令共同運用を実施することにより、これは超概算になるのですが、約20億円を試算しております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 今のお話を理解しますと、単独であれば30億円かかるところが5市では20億円になって、さらに、その20億円が5市でそれぞれ費用分担するという認識でよろしいですか。

○野口博委員長 松田参事。

○松田消防本部参事 5市が単独で行った場合の整備費用の合計が30億円で、5市共同で行った場合の経費が20億円となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 木下課長。

○木下警備課長 それと、その20億円の按分ということでございますけれども、委員がご指摘のとおり、これを先ほど日野参事からありましたが、人口割、それと財政規模割、そして均等割、それで5市で按分すれば、摂津市は9.1%ということで現在試算しているところでございます。ざっくり言いますと、20億円の約9%ですから1億8,000万円ちょっと、現在のところですけども、そういう試算ができるということで、お伝えいたします。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

まさに、この条例が決まりましたら、今後、令和6年に共同消防指令センターが運用開始というところで、その後の将来的な予算も見据えて議論していかなければならないと思ひまして、その点を確認を1点させていただきました。まさに、そういったところで本市にとっては費用においても、しっかりとメリットがあるものというところで理解いたしました。その点がまさに広域化のメリットとするところでございます。これが通れば協議会設置、そして設計、整備等になってまいります。その中で、本市にとっても費用、そしてまた体制、そしてまた市民一人一人のサービス向上のために、摂津市としてしっかりと取り組んでいただければと思います。要望とさせていただきます。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

安藤委員。

○安藤薫委員 5市による通信指令事務協議会設置、指令センターが共同で運用されていくということでありまして、スケールメリット等で、今お話がありましたよう

に2市から5市になることによって、三つほどの観点からメリットをお話しいただいたと思います。やはり2市から5市になればカバーする範囲も広がりますし、人口も広がっていくということで少し懸念することについて、お伺いしたいと思います。

一つは、やはり地域消防であったり、救急出動等になりますと、より地域との密着であったり、地域の道路事情等を熟知している必要があると思うのです。5市となりますと、指令センターから当然指令が入るわけですが、受け手によって、例えば町名でのそごが起きる可能性はないのか、それからそれぞれの出身自治体とは違う、遠く離れた、なじみのない場所で事案が発生したときの指令を的確に行うことができるのかどうか、その点の懸念を感じるのですけれども、その点についてどうなのかというのを1点お聞きしたいと思います。

それから、先ほどもありましたが、摂津市に隣接している茨木市と高槻市が今回この協議会には参加されていないということでもありますけれども、現状でいっても吹田市と摂津市の2市での協議会の中で、鳥飼地域であったり、三宅地域であったり、茨木市、高槻市との支援が必要なケースというのはたくさんあるかと思いますが、5市共同になった先についても、その点変わりはないのかどうか、この協議会をつくることによってメリットがより図られるのかどうかというのが一つです。

それから最後にですけれども、やはり消防・救急というのは地域に密着した活動、だからこそ地域の消防団の皆さんであるとか、地域の女性防火隊であるとか、いろいろな啓発活動もやっていただいているかと思うのですけれども、決算に係る委員

会でもお聞きいたしましたけれども、消防の整備指針に対して摂津市の職員の数でいうと6割程度の、整備基準からするとそのぐらいの充足率だと。もちろん100%というのは、なかなか財政上の問題等々で、とりわけ小さい自治体にとっては厳しいものがあるというようなことがおっしゃっておられて、その点、一定理解はするものですが、ほかの4市の整備の基準はどうなって、整備基準に対しての充足率はどんなふうになっているのか、それぞれ少ない中を補い合って、効率性という点でいえば効率は上がるかもしれませんが、効率性を求めると、当然それに対して相反することとして、より細かなところへの目配りがおろそかになりがちではないかというような点があります。整備基準に達していないところが集まって効率性はいけるけれども、細かくて目の届かないところがより届かなくなるというような不安を感じるわけですが、その点の状況について、3点お聞かせください。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 それでは、まず1点目の管轄区域が大きくなることにより、119番通報に対応できるのかという点について、お答えいたします。

高機能な消防指令センターを整備しますので、固定電話、IP電話、または携帯電話、いずれかの通報であっても、119番通報と同時に場所の特定というのはほぼできますので、その点については問題ないと考えております。

2点目なのですが、隣接する高槻市、茨木市との連携はどうなるのかというようなお問い合わせだとは思いますが、現在、高槻市、茨木市とも隣接相互応援協定というので協定を結んでおりますので、お互い



の市で発生した火災等につきましては、確知と同時に出動するとなっておりますので、その点につきましても問題はございません。

最後の各市5市の整備指針の関係になるのですが、今回は消防指令共同運用のみの広域化というところになりますので、消防本部の広域化ではございません。だから、119番通報を受信する場所は1か所になるのですが、各種災害については、おのおのの消防で対応いたします。その中で大規模災害等が発生した場合におきましては、指令センターで一元把握できることにより他市から迅速な応援体制が強化されるということです。

ちなみに、現在、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市の職員数のみ把握しておりますので、お伝えしておきます。令和2年4月1日現在の5市の職員数なのですが、豊中市が422人です、吹田市が367、池田市が105人、箕面市が145人、摂津市が100人ということになっております。合計いたしまして、1,139人の消防職員が各災害に対応できると考えております。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 119番の対応についても、連絡をもらった時点で大体その場所が特定できるというようなお話でありましたので、その点については一定理解しました。

といいますのも、一昨年に、これは消防ではなく水害が起きた岡山県倉敷市の真備町では、市町村合併によって、緊急連絡をした際に実際に事案が起きている場所の特定を通報者が言っている地域が受けた方が市町村合併後でありましたので自

分の知らない町名であったということで、間違った指令が出されたということを聞いておりまして、本当に緊急時になりますとやはり通報する側もかなりパニック状態になっていて要領を得ない中で、冷静にそれを把握して、的確な指令を出していくということは非常に重要なことだと思います。5市連携となっていくわけですが、その点については、今回連携に加わることが初めての箕面市も参加されているということもあります。連携であるとか、他の地域のことへの連絡等、もちろん研修もされるのだと思いますけれども、その点については十分配慮していただいた上で、やっていただきたいなと思います。

それから整備指針等をお聞きしましたけれども、それぞれの消防本部については、それぞれ頑張っただけでやっていくのだということだと思います。もちろん統合することによってのスケールメリットを得つつ、やはり各消防本部での消防力の整備強化というのはそれぞれ図っていくということが重要であると思いますので、その点については引き続いて努力していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、何点か質問させていただきたいと思いますが。

吹田市と摂津市が一緒に共同指令をされているところについては、以前に見学も行かせていただきまして、説明も受けました。先ほど答弁がありましたように、電話がかかれば位置が特定できるようになっているのですよということとか、間違いはもうほとんどないというようなこともよく説明いただいたわけですが、その

ときに説明いただいておりますけれども、今回、令和6年度から新しい体制でやるということで、当然いろいろなものが新しくなっていると思いますし、また向上しているのだろーと思いますけれども、専門的なことなので我々が聞いても分からないかも分かりませんが、代表的なことで、今後、今までの制度はこうですよと、さらにこういうところが向上していきますよというようなことが、私らも市民に説明していかないといけませんので、そういうことが分かれば、まず教えていただきたいというのが1点です。

それから、もう一つは、大規模災害についての協議をずっとやられてこられたと。今回は、そういう面での機能を強化することですのでございますので、非常に期待をしています。実際に淀川が氾濫した場合は、大量の救急発信があると思うのです。停電の場合は家の固定電話が使えないため、今度は携帯電話で救助の発信があると思いますけれども、ある程度になりますとやっぱり回線がパンクしてしまうというようなことがあって、そういうときにはもう今度はSNSで発信されるのですよね、近年の災害地ではだいたいそのような傾向があります。SNSで救助をお願いしますとかいって発信するわけですが、今の最新のものは、そういうSNSのビッグデータから場所を特定して救助に向かうということを考えているということも聞いています。また、そういう専門の情報伝達会社なんかもありまして、そういうところが提携して、そういう体制を取っていつているということも聞いておりますけれども、こういう大規模災害の対策、大規模災害にあっても消防指令として機能していくようにしていくのだということの中に、今、

私が申し上げたようなこととか、実際に具体的に何か対応されていつているのか、併せてお願いしたいと思います。

以上、2点です。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 それでは、共同運用の広域化による指令システムの向上という点で、まず1点目、お答えいたします。

高機能消防指令システム、これはⅢ型というような高機能な指令システムになるのですが、それは119番通報と同時に、ある程度瞬時に場所を特定するというような機能を有しておりますので、通報から数分で場所を特定すると同時に、指令をかけているというのが現状です。

さらに、やはり今のシステムは導入してから4年半たっておりますので、更新時期になれば、さらにいろいろな技術が向上し、さらに指令システムの向上を期待しております。

その中で特にスケールメリットにおいては、ICT技術等を活用したデジタル化に対応するシステムの構築というところを研究して、導入できるような形で考えております。

続きまして、SNS等からの119番通報になるのですが、現時点ではSNSからの119番通報というのは、指令システム部会においてはまだ検討はしていない状況です。現在、吹田市・摂津市消防指令センターでの通報設備としたら、従来の119番通報とファクス、そしてメールによるメール119、そして聴覚障害者等が使用いたしますシステムNET19緊急通報システム、この3点のみになりますので、また今後、次期指令システムの更新に向けて、そういったSNSも組み込めるかどうかというところを研究してまいりたいと

思います。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 システムの向上については、なかなか我々では分からないかも分かりませんが、令和6年までまた期間がありますので、分かった段階で、またぜひとも我々にも説明いただきたいなど。我々からも市民へちゃんと説明をしたいなと思いますので、これはお願いしておきたいと思います。

それから、大規模災害に備えた取り組みにつきましては、一応答えていただきましたけれども、これからビッグデータも使ったようなことについても検討していくということでございますので、これは私の個人的な見解かも知れませんが、ビッグデータの活用についてはこれからの主流になるだろうなと思いますので。現実に提携して、情報を提供する会社があります。そういうところはAIを使って、場所と条件を特定します。そして、そのデータを流してくれます。だから実際に電話回線が使えなくても、ここで、こういう人が救助を待っているというようなことが、分かりやすいときはもう映像つきでとか、写真と一緒に情報がくるというようなことで、その現場の状況まで分かるとか、そういうことで、今、非常に重要視されています。そういう会社がテレビ局なんかにも、そういうデータをどんどん提供しているということで、よくテレビでも使われているようですけれども、これから、そういうことも大きく主流になってくると思いますので、しっかり研究していただいて、ぜひ、そういうことでも安全・安心が向上できるように、これは強く要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第99号の審査を行います。  
補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第99号につきまして、補足説明をいたします。

議案第98号の5市の協議会による新消防指令センターの運用を開始いたしますと、現在の吹田市との協議会がその役目を終えますことから、地方自治法の規定により、これを廃止することに関し吹田市と協議することについて議会にご提案いたしますのでございます。

内容は、平成26年1月15日に締結いたしました吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約を廃止するもので、令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 ちょっと確認でお聞きしておきたいのですが、吹田市と摂津市の共同で指令のシステムを行ってきたということで、先ほど藤浦委員もおっしゃっていたように、運用開始の際には議会としても現地を視察させていただいたことを覚えているのですけれども、その際の費用負担等について、現地のシステムが今後どんなふうになるのか、もしくは費用負担が引き続き摂津市でも残っていくのか、その辺の協議というのはどんなふうになっているのかだけ聞かせてください。

○野口博委員長 日野参事。

○日野警備課参事 現在、吹田市で運用しております指令のセンターにつきまして

は、令和6年3月末をもちまして吹田市の阪急南千里駅前の北部消防庁舎等複合施設に移転いたします。その中で現状の指令システムについてはもう使用できませんので、新しくなると考えております。2市で整備したときの摂津市の費用負担になるのですが、その当時も約3億5,000万円の市債があります。その中で2年前倒しということになりますので、約7,000万円が残ります。その7,000万円につきましては、一括償還とは考えております。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 その当時の設備を構築する上でかかった費用のうち、7,000万円が残債として残っている部分については、これは令和6年度の協議会の廃止に伴って、そこで清算するというような、言うたら摂津市から7,000万円を払って、そこでおしまいになるということの理解でよろしければ、それで結構です。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時46分 再開)

○野口博委員長 それでは、再開します。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第82号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第88号について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 出席者による、賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第91号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第93号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第95号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第98号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第99号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(午後1時49分 閉会)

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 塚本 崇